

第十回 参議院農林委員会會議録第二十八号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前
十時五十八分開会

本日の會議に付した事件

○農薬取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○農産物検査法案(衆議院提出)

○委員長(羽生三十七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。昨日一応提案の理由その他について承わつたわけであり、本日は質疑に入りたいと思います。

○三橋八次郎君 この法律案は薬効の増進並びに農家の損害防止の上から見まして大要結構なものと思うのでありますが、二、三疑問の点を質したいと思うのでございます。

先ず第一番目に規格の公定規格制度でございしますが、政府はこれを有効成分のみを以て規格成分の標準にするように書いておられますが、そういうように解釈していいのでございしますか。それともそれ以外に規格を設定する上において取入れるような要素があるのですか。

○説明員(堀正侃君) 公定規格につきましては、有効成分のみならず有害成分の最大量についても規定する考えになつております。なおそのほか必要がありますれば、粉末度とか、或いは水素イオン濃度といったような物理的な性質についても規定したいと、こういうふうに考えております。

○三橋八次郎君 これまでの農薬の性質から見ても、單に有効成分だけではその薬効の一致しないものがあるのでございしますが、実際の散布試験、或いは植物試験を経まして、その効果というふうなものを判定したことをも公定規格に加えるというふうなことはするかしらぬかということ、又石灰硫黄合剤のようなものは、硫化態硫黄では効果がわかりませんが、近頃ようやく度々ではいかなので、成分を調べなければならぬ、農薬にはまだ研究の細かいところまで行つておらんものは、そういう関係がたぐさんあると思うのでございしますが、その場合に實際農作物に散布した薬効というものは何か表示する方法というふうなものはないものでございしますか。

○説明員(堀正侃君) 公定規格の定められておる農薬につきましては、若し例え公定規格が有効成分が二〇%含有しておるといふものを公定規格と定めておられます場合に、仮に一五%含有するものでも、いろいろ創意工夫を加えて二〇%に相当するような効果のあるものがあり、また場合によっては、公定規格のものと同じ、たとえ公定規格に合致しなくても販売をできるようにしたいというふうな考えでおります。果してこれらの効果が、公定規格のものと同じであるかどうかといふことの判定の標準というふうな、科学的なものはまだできていないのでありますが、これは実際の生物試験によつて、農薬検査所その他の試験研究機関

の生物試験によつて判定するより仕方がない、こういうふうな考えております。

○三橋八次郎君 それから第二の問題でございしますが、虚偽の宣伝は勿論これは禁止しなければいかなのでありますが、余りこれが厳に過ぎまして、農薬の宣伝というふうなものが低調になり、農家の防疫意欲というふうなものを殺ぐか、或いは新しい薬剤を新たに研究創製するといふような上において障害になるようなことはないかどうかということですね。

○説明員(堀正侃君) 一定の表示をするといふことになっておるのでありますが、表示をされておるのかかわらず、あたかも万能薬のような書き方を往々広告にしている場合があり、また、又名前をつける場合に、全くその有効成分が違つたにもかかわらず、他の有効成分と似通つたような紛らわしい名前をつけるような場合がありますので、そういう極端な場合を對象として取締りたいというふうな考えでおりますから、これによりまして農薬の普及等を阻害するようなことはないと考えております。

○三橋八次郎君 それから第三番目の問題でございしますが、今までありました農薬資材審議会というものの内容がわかりましたらお伺いしたいと思ひます。

○説明員(堀正侃君) 農薬資材審議会は、昨年各種の審議会が整理統合されて、その中に農薬部会と種苗部会と農機具部会が三つ包含されております。そのそれらの部会が言うまでもなく、農薬部会は農薬の取締法の運用をするものであり、種苗部会は農産物検査による名称の登録、それから農機具部会は農機具検査基準の設定といふふうな仕事をやつております。

○三橋八次郎君 以前はこの農薬資材審議会というものは決議機関であつたのでありますが、今度は諮問機関になつておるようございしますが、決議から諮問に変えたといふその理由はどこにあるのでしょうか。

○説明員(堀正侃君) これは主にあちらの意見もあつたのでありますが、法律の運用に当りましては、政府が責任を以て処理すべきものでありまして、審議会の意見なり、助言を求めることにはよろしいが、政府がこれに拘束されるものであつてはならないといふ一つの意見と、次にその審議会の助言は、個々の業者に直接の関係のある特定の事件、例えて見ますと、この法律におきましては登録とか、或いは品質改良指示とか、或いは販売の停止、禁止といふふうな個々の具体的な事件であつてはならない、といふふうな二つの意見がありまして、以上述べました二つの理由によつて審議会の性格を議決機関から諮問機関に改めまして共に、審議事項を整理いたしましたので、登録とか品質改良とか、或いは異議の申立てに對する決定とか、販売の停止、禁止、こういうふうな特定の事件に對する審議を廃止いたしましたので、一般的な公定

規格の設定とか、或いは検査方法の基準を定めるとか、そういうふうな事項につきまして、審議会の意見を聞くことができるというふうに書いてあります。

○三橋八次郎君 この審議会の決定といふようなことが非常に重要なことである、民主的にこれを決定運営しますには、やはり議決機関のほうがいいと思うのでございしますが、諮問機関といふようなことでありますと、殆んど農林大臣の一つの考えで、販売の停止や、いろいろその他の権能が、殆んど一人でやつて行つてしまわれるといふようなことになるのでございしますが、もう少し審議会といふものに権限を持たせまして、前のような議決機関といふほうが却つていいように思うのでございしますが、その辺の考えは如何でございしますか。

○説明員(堀正侃君) 勿論この法規の運用に當りましては、いろいろと審議会の意見を尊重して行かなければならぬと思つておりますが、販売の制限とか禁止とか、それから不良農薬の出廻りを抑制するために、いろいろの処分をやつておるわけでありまして、この処分に対しましては異議の申立の途が開けておるわけでありまして、又登録の取消には聴聞制度といふふうな制度をも設けることになつておりますので、それらのことをうまく運用することによつて、独断的になるといふふうな点が避けられるのじやないかといふふうな考えまして、むしろ学識経

驗者による審議会は、一般的な何と申しますか、基準に対して意見を述べてもらい、又その他自由な立場から我々にいる／＼の助言をして頂く機関のほうがいいのではないかと、こういうふうにご考へておられます。

○三橋八次郎君 今お今植物防疫課というものでございまして、この農薬方面の取扱ということも極めて重要な問題でありますから、この一般の農薬資材審議会というものが切離しまして、農薬審議会というふうなものを御意図があるかどうかということについて伺いた

○説明員(堀正侃君) 名前は資材審議会になつておりますが、現在におきましては先ほどお話し上げましたように、資材の配給統制とか、そういうふうな仕事は全然やつていないのでありまして、又実際問題として農薬部会は農薬だけに限しまして独立した部会として十分に運営をいたされております。なおこれは設置法によつてきまつておりますので、若しそういうふうな農薬審議会を別に独立した審議会とするというふうなことになりますれば、設置法の改正というふうな必要も生じますので、先ず現在実際の運用に当りましては、この審議会の一部会としてやつても差支えないというふうな考へを持っております。

○三橋八次郎君 なおこの法律の施行に當りましては、かなりのこれは手数がかかると思うのでございますが、これは果して現在の農薬検査所だけの人員或いは予算というふうなもので、できるかどうかというところは甚だ疑問しいのであります。それにつきまして政

府は更に農薬検査所というものを拡充強化するか、或いはその他の組織でこの法の目的を達して行くかということにつきまして構想がございましてございましょうか。

○説明員(堀正侃君) 農薬は御承知のように最近殆ど毎日のようにと言つてもいいくらい新しい農薬の登録もございまして、又外国から非常にたくさん有機な農薬の輸入等もございまして、現在登録件数も非常に増加しておるような現状でございまして、現在の農薬検査所の人員や予算を以ては非常に窮屈な仕事しかできない状態にあります。それでこの法律の運用の適正を期するためには、どうしても現在の農薬検査所をもつと充実しなければならぬというふうな考へを以ちまして、二十六年度にも相当の予算の増額をお願いしたのであります。いろいろの都合で実現しなかつたのであります。今後できるだけ農薬検査所の充実に努力して行きたいというふうな考へております。

○三橋八次郎君 この今回の一部改正案というのは、結局非常な日常の取締というところに重点が置かれておると私は思うのであります。登録をしたもの、その登録と同じようなものが販売され農家に使われておるかというふうな、その取締が極めて重要だと思つたのであります。肥料の取締でさへ各県に肥料検査所が一つずつありまして、取締を加えておつてもなお偽物が横行するといふような現状におきまして、ただ検査所が一つというふうなことで、その目的を達しないと思うのであります。各県におけるこの方面に當ります機構などというものにつきまし

てはお考へになつておられるでしょうか。

○説明員(堀正侃君) 御意見の通りでございまして、我々もいたしまして目下県における取締をどういふふうにしてもらふかというふうな問題について研究をいたしております。なお今度の改正案で改正いたしましたのであります。従来は、本法における検査官吏といふものは、第二條三項における農薬検査所の官吏だけとおつたのであります。が、いろいろ法律違反に対する取締又は不良農薬の処分及び取締のために検査所の官吏だけでは十分にその目的を達することができないというので、農政局の關係職員も立入り検査の権限を改正案によつて附與されておるわけでありまして、そういうことによりまして多少でも一歩前進して取締を成るべく完全にやるようにいたしました。なおお説の府県における取締につきましては、十分に今後研究をいたしたいと考へております。

○三橋八次郎君 地方の施設につきましては、甚だ貧弱だと思つたのであります。予算が十分取れまして一貫した組織ができますれば甚だ結構でございしますが、暫定措置といたしまして、県の病虫害の防除の主任並びに農事試験場の病虫害の主任などに對しまして、取締をするといふような権限を與えるといふお考へはございせんか。

○説明員(堀正侃君) してもらえは甚だしいと思つたのであります。ただ薬の採取をやるだけでは、採取をやつてそれを県の検査所に送つてやるだけでは、これは現在法律がないのであります。實際的にはそういうふうな運営方法をやつておるのであります

すが、それを十分にやらせるためには、やはり或る一定の検査の設備等を必要といたしまして、相当額の予算が伴わなければ各県ごとで検査取締をやるといふふうなことは、ちよつと困難な事情にありますので、必要は十分に認めておりますので、今後十分にその点を研究いたして見たいと考へております。

○三橋八次郎君 その点は、一つこの立派な法律でございまして、予算のほうも速かに充実にいたしまして、この法の運営にことを欠くようなことのないように御注意願ひたいと思ひます。

それから輸出するものは検査が要らんとするといふようなことがあるのでございまして、これは昨日の説明によりまして、商機を逸したり、いろいろ商売上のことで、時期が早く行かなければならぬからといふようなことが懸念されておるようでございますけれども、これはいろいろ考へて見ますと、やはり輸出するにも海外の薬の価格を維持するといふような意味におきまして、国内と同等のものを輸出するといふふうなふうにしたほうが、却つて法のたぐいにはいいのではなからうかと思つたのであります。輸出するものに限つて検査は要らないといふようなことは、これは一体どういふところから出て来ておるのであります。

○説明員(堀正侃君) 輸出するものにつきましては、昨日御説明も申し上げましたように、商機の問題もありまして、なお外国におきましては、必ずしも日本と同じような規格のものを望んでいない場合もありまして、例えて見ますと、銅粉剤のごときも、日本では

現在六%の銅粉剤を使つておりますが、ブラジル等では二〇%、或いは二五%というふうな銅粉剤を希望いたしておる向きもありまして、必ずしも現在日本で規格している農薬がそのまま外国で使用されることは限らないような状況もあります。併し国際信義上非常にいい農薬を売らなければならぬといふことは言うまでもないのであります。これは指導的な方面で十分にその目的を達せられるのではないかと

○三橋八次郎君 それは品質のいいもの、国内規格よりもいいものを出すという場合には、勿論差支えございませぬが、品質の下つたものを製造し、それが若しも輸出にいいかという場合に、それは取締を厳重にすればいいことではあります。国内に流れまして、農家に損失を與えるといふような懸念が起ることを憂へるのであります。そういう意味におきまして、やはり輸出品は輸出品として、ブラジルで使うものならばブラジルで使うといふようなそういう規格において、検査をして出すといふような工合にしたほうがいいのではなからうかと思つたのであります。その辺のお考へを伺いたしたいと思います。

○説明員(堀正侃君) 国内で販売するものは全部登録を受けたものでなければならぬことになつておりますから、外国へ出すものは登録を受けなくていいわけでありまして、登録されてない外国用の農薬が日本で間違つて販売されることは先ずないのであるといふふうに考へております。なお外国向けのそういうふうな農薬を一々その取締法によつて登録すること

は、却つて輸出にいろ／＼の支障を生ずるのじやないかというふうな考え方を持っております。

○三橋八次郎君　その次は第二條でございますが、そのうちのこの申請書に関する事項でございます。第二項のうちの第四でございますが、「適用病虫害、使用方法並びに薬効及び薬害に関する試験成績」というようなことがありますが、これは個人とか会社などが勝手に試験をした成績を添付してもいいのでございましょうか。それとも地方の試験所とか何とかの証明が要るのでございましょうか。

○説明員(堀正侃君)　試験の成績につきましては、必ずしも地方庁の農事試験場とか、或いは公立の農事試験場というふうなきめておりませんが、その審査に当りましては個人でも十分に信用の置ける人であり、又専門的な立場から見て十分納得の行く試験成績であればそれでよいというふうな考えております。

○三橋八次郎君　それからこの登録票には植物試験の成績ということが一つもないようでございますが、例えば特定の作物を指定いたしましたし、又例えば薬害に弱いものを指定いたしましたし、この植物につきましてはこの薬剤はどれくらい薬害をするかというような表示があれば非常に便利だと思つたのでありますが、化学分析を主体にしたものだけを書いておるのでございませうが、植物試験の成績というふうなものをこれに挿入するというお考えはございせんのですか。

○説明員(堀正侃君)　薬効及び薬害という中には、單に薬の化学的な試験、或いは物理的な試験のみならず、生物

的試験によつてやはり、薬害及び薬効を判定しなけりやならんということは言うまでもないのでございまして、試験成績といたしましては、化学分析、或いは室内における試験のみならず、生物試験を要求いたしております。現在登録された申請書と薬の性質の内容とが一致するかどうかという判定をいたします場合にも、農薬検査所におきまして実験室的試験のほか生物試験をやつておるのでございます。

○三橋八次郎君　それから十條の二でございまして、「誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない」という書いておりますが、誤解を生ずるか生じないかという点につきましては、非常に極端な例がありまして、例えてみますと、ニコチンと全然合んでいないのにニコチンというふうな名称をつけてまして、もうこれは一見して何かこう意図のあることが判明するような場合が、相当今までの例に出ております。従つてその判定は政府で十分に判定し得る程度のものについては取締をいたしたい、こういうふうな考えております。

○説明員(堀正侃君)　その誤解を生ずるか生じないかという点につきましては、非常に極端な例がありまして、例えてみますと、ニコチンと全然合んでいないのにニコチンというふうな名称をつけてまして、もうこれは一見して何かこう意図のあることが判明するような場合が、相当今までの例に出ております。従つてその判定は政府で十分に判定し得る程度のものについては取締をいたしたい、こういうふうな考えております。

○三橋八次郎君　その次は第十四條の第二項でございますが、これにはこう書いております。「農薬の品質、それから「包装等が不良となつたため、農作物、農林産物又は人畜に害があると認められるときは」とこう書いておりますが、包装その他によりまして効果が減退したという場合には、何も触れておらんようでございますが、これは

どういうわけでございますか。

○説明員(堀正侃君)　これは主として機械油乳剤等のように長期貯蔵して、その内容が分離をして来るとか、或いは瓶詰のものでその口金が腐つて来るために薬の漏出等がありまして、そこに薬害を生じたり、或いは人畜に害のあるといったふうな積極的な場面だけを取締り得ることにはいたしておるのであります。消極的な薬の減退というふうなことは、最初の表示のときに製造月日等を明示することになつておりますので、おのずからその薬の性質に応じて判定することが必要でもありますので、そういつたふうなことは指導的な面からやれるのじやないかというふうな考えております。

○三橋八次郎君　併し貯蔵中に効力の減する薬剤というふうなものではなくさんあるものでありまして、登録票を渡すときは成るほどそれだけの成分があつたかも知れませんが、貯蔵して實際農家が使用するというような段階に立至つた場合に、その成分が半分減つておつたというふうなものでも、その効力の減退をしたものはこれを禁止するというふうなことがなかつたならば、それは堂々と売れるということになると思うのでございまして、その場合の農家の損害防止という意味において、ここに効果の減退ということを入れますが、如何でございましょうか。

○説明員(堀正侃君)　抜取り検査をいたして見まして、内容と表示と合わん場合は、当然これは取締がされるわけでありまして、取締制度が十分に拡充されて来ますと、そういつたふうの心配がだん／＼なくなつて来るのじやないか、こういうふうな考えております。

○三橋八次郎君　なお又その次にこの不良となつたものの「販売を制限し、又は禁止する」とこうありますが、悪いものならば制限じやない、これは禁止をするということ一本でいいのじやないでしようか。この制限というのは一体これはどういう場合に使われるものでしょうか。

○説明員(堀正侃君)　制限と申しますのは販売停止のような場合に言うのであります。停止をして置きまして、その間にいろ／＼の指示、指導を加へまして、品質の改良をできるような余裕を與えておるわけでありまして、

○三橋八次郎君　停止をするのですか。

○説明員(堀正侃君)　そうでありまして、

○三橋八次郎君　なおこの公定規格というものを廃止するというようなことが、この取締法によつてやられる場合におきまして、製造業者が困るというふうなことはないでございまして、

○説明員(堀正侃君)　公定規格を変更したり、或いは廃止する場合には、三十日前に公告をいたすことになつております。このために著しく製造業者に迷惑をかけるようなことはないのじやないかと考えております。

○三橋八次郎君　併しその工場は、その規格のものを製造するようになつてゐるのに、突然国のほうでその公定規格を廃止したということになりますと、その工場ではその物は製造できなくなるというふうな現象になることはないのでございまして、

○説明員(堀正侃君)　公定規格を廃止いたしましたも、その薬が或る一定の規準によりまして登録されている以上は、販売できないというふうなことはないのではありません、その心配はないと思ひます。

○三橋八次郎君　公定規格が廃止されまして、それがなくなつても、前に登録を受けているならば、ずっと売ることができると、こういうわけなんですか。

○説明員(堀正侃君)　そういうことで

○池田宇右衛門君　昨日お尋ねして答弁がありましたが、實際において硫黄、硫酸銅、或いはニコチン剤が、著しく昨年より入荷或いは現品が少ない、殊に朝鮮動乱勃発以来、硫黄などは入手がなか／＼困難だというふうなことが、又戦前二十五万トンが約十萬トンに近くなるというふうな、内地の産出に當つても非常な減少を來たしておるときに、政府は三十五萬トンという食糧は病虫害駆除によつて増収を図るという方策が織り込まれてあるというが、これらの少い品物に對しまして、どういう手段で輸入或いは製造業者にそれ／＼製造上の不便なからしめるようなふうな配給するか、その点についてもう少し詳しく答弁を得たいと思ひます。現在どのくらいあるという見通しか、製造が半分減つておりますから……、この点です。

○説明員(井上晋次君)　昨日申し上げました硫黄の状況につきまして更に詳しく申し上げますが、昨日申し上げましたように、硫黄の生産につきましてはだん／＼回復して参りまして、今年度が大体推定十萬トンと見積られ

ておるのでありますが、これに對しては大体需要を推定いたしますと、二硫化炭素の關係、これは主として人絹關係でありまして、六万四千トン、パルプ關係が四万七千トン、それから農薬が約五千トンその他のもの七千五百トン、合計十二万六千トンくらいに需要がありまして、その差ができておるわけでありまして、これの対策といはしましては安定本部にも要求いたしまして、農薬用の硫黄の増配を希望いたしております。そういったしまして、二十五年度におきましては合計五千八十三トンの割当量を受けたわけでございます。併し御承知の通りに石灰硫黄剤の業者は、比較的と申しますか、非常に小企業、小資本の工場でありまして、硫黄のほかの業者というのは相當の大きい資本を持つておるといふような關係からいたしまして、これの現物化の問題につきましては、切符の性質がフリー・クーポンの建前上相當折衝を重ねないと、なか／＼現物化しにくいというふうな実情でありましたので、安定本部或いは通産省の資源庁を通じて、或いはその協力を得まして、各硫黄の製造業者に対して、農薬用に出荷して頂きます大体引受数量というふうなことを御決定頂いて、そうして協力してもらおうということで推して参りましたのでありまして、先ほど申し上げました割当量五千八十三トンに對しまして、三月の推定も入るのでございまして、四千二百七十七トンくらいは現物化できるんじゃないだろうかという見通しを持つております。なお先ほど申し上げました引受に對しまして、これははつきりした引受というふうなところまで行つていないのであり

ますが、或る程度そういう協力態勢でやつてもらふということになつておるのでありまして、その出荷量の少い鉱山に對しましては更に出して頂くように目下要請中であるのであります。それからこの引取資金の問題につきまして、やはり資金の關係で不円滑になるという点もありませんので、硫黄剤の業者の取引銀行に對しましては、農林省から文書でこの硫黄の購入資金の融資方につきまして、援助してもらいたいという依頼もいたしまして、又困つておる所につきましては、具体的にその取引銀行で融資斡旋の努力をするというふうなことでやつて来ておるのでございます。

○池田宇右衛門君 これは事務当局に本當は聞くのじやなくて、次官なり局長なり、もう少し責任ある人に聞きたいと思つたのですけれども、課長さんが見えておるから課長さんから御答弁になつてもいいが、實際は安定本部に御交渉なすつて、五千八十三トンの割当に對して四千二百トンが入手しているというけれどもそういう指令は出ていないでしようが、硫黄会社に對しまして實際配給しておるかどうか、技官が御知りのように、ドラム罐一石が前には二千五百円のが今日は六千円程度にもなつて、而もまだなか／＼入手困難だとかういふ状態になつて、春早々芽の出ないときに消毒をしてこそ、そこに効果一〇〇％だといふ大切な時期を控えて、薬剤が無い、折角の増産目標達成に非常な障害を來たすといふ実情になつておるのでありますから、法律を作つた以上は、その法の効果をあらしめなければならぬ。目的は農薬の不正品を配給することを防ぎ、又薬剤に

よつて病虫害を駆除して効果あらしめなければならぬのに、その現品がなかったから、如何に立派な法文ができて効果があつて来ないという点に一つお氣を付け下さるならば、もつと今日の実情に對して、先ず何の肥料よりも先に正確に配給すべきであるところと思ひますが、この点については十分今後責任を以て各生産会社から現地の生産者のほうにこれを配給できるような方法を講ぜられたいことと、それから今硫酸銅、ニコチンについてはお話になつたが、現在どのような程度であるか、私はかようなことを申し上げたくないのでございましてけれども、一昨年私どもがやはり厄介になつたときに、こういう話がありました。たしか時の次官會議で相談して、大蔵省から五億九千万円だと思ひますが、それを融資して頂いて、農薬会社と農協と購連だと思ひましたが、購連と両方でそれぞれニコチン剤を輸入いたしまして、国内におけるところのこれらの防除に當つたことがあるのであります。が、こういう見地に立ちましてもつと積極的にいゝゆる取引銀行に對してはそれ／＼融資の方法を伝達して置いた。こう仰せになるが、誠に結構であるが、實際十分徹底するやうな方法をおとりになるか。それからこうして法文の中に、価格のほうについては何らの取締りがないが、むしろ農家自体から行けるならば不正品を販売されたいやうな取締に對しても非常に効果があり、又結構なことであるが、価格もむやみに高騰させられて、高いものを売りつけられるといふことは非常な生産上障害になりますからこの点についてはどういふやうな方法をおとりにな

るか。まあこの二つぐらいいにして置いていま一度重ねてお聞きいたし、あと一、二お聞かせ頂きたい。

○説明員(堀正侃君) 硫黄の現物化につきましては只今井上技官から御説明申上げたやうな／＼な対策を講じております。ほかに、昨年の十二月から本年の一月に亘りまして各府県と個別的に打合せをいたしまして需給の調整をいたし、なお硫黄鉱山業者に對しましては、書類で、或いは直接私のほうから出かけて行きました／＼と懇請をして確保に努めております。硫黄ニコチンにつきましては只今御質問がございまして、昨年の持越し、大体平均の需要量が百二十トンであります。が、持越し量が大体十三トンございまして、なお昨年の輸入で本年一月に拂下げをいたしましたものが四十三トン、それから国内で生産見込み数量が約二十トンございまして、それから一月から三月にかけて輸入の許可になつておるものが約十トンあります。なお四月六月に外貨資金を要求中のものが三十五トンありまして、大体それで合計まあ百二十トンくらいになるわけでありまして、大体平均需要を間に合わせるやうに努めて行きたい、こういうふうにお考えでおります。

○池田宇右衛門君 近頃硫黄は統制を解除されるということを聞いて、解除後の点を今聞いたのですが、何か手を打ちたいというならばそれで一つ敬意を表して置きますが、實際の苗代或いは麦作に對しても氣候が変動として……、引續いて稲作といふやうにいつでも病虫害が発生してからあわてて薬剤、或いはその他資材についても心配して、結局品が少い關係上、不正品、或いは成分の少いものを撒布しなければならぬ結果に陥る、これが通念であります。そこで農家は少くともこの三、四月頃の閑散期と申しますか、当初計画の時期において十分これらを手入し、又農家に配給する。農薬商も、農協も準備してこれらの災害に一日も早く手を打つ方法を講ずるのがいゝゆる病虫害を駆除に對するところの一〇〇％の効果を挙げらる方途であります。然るに前申し上げましたやうなことが、泥棒を見て縄をなうといふやうなことの起りまして、どうか折角農薬に對するところの取締法が改正される以上は農薬の現品においても十分これが配給でき、使用できるやうな方法に、これらの用意をして置かなければならないと思ひ

○説明員(堀正侃君) 非常にむづかしい問題でございまして、その原料資材が非常に高くなつて行きますので、農薬の業者だけにつきまして農薬を安くさせるやうにするといふことも非常に困難なところであります。差当つてはま

あ昨年御協力を頂きまして補助金等も相當多額に出ることによりまして、農家の防除費用も幾分でも軽く落着くやうに努めて、消極的でありまして、努めておるわけでありまして、これがな

ます。この点について丁度次官が見えたようであり、次官においては特に増産目標を大臣と共に取上げたのだから、今年は各地に至る所に病虫害発生が起きた、さあ農業がなかつた。これに対する発動機がなかつたといううなことを強く要望し、又答弁があるなら答弁も聞きたいと思ひます。

○三輪貞治君 農業資材審議会の農業部会のメンバーは、どういふ顔振れですか。

○池田宇右衛門君 次官はわからんかな、今来たばかりだから……。農業に対する準備があるかどうか。答弁できないことはないでしょう。

○政府委員(島村軍次君) 途中で参りましたので、御質問或いは御希望の点に十分お答えに当るかどうか存じませんが、今日の農業が、資材が不十分であるという点に対する手配を十分にしろという御意見であつたと思ひますので、この点につきましてもはかねて本委員会等の御希望もあり、又病虫害防除の態勢を強化することは食糧増産上極めて必要なことも御意見の通りでありますので、極力この資材、農業の資材及び機具等の確保には現に手配を十分いたしておりますが、なお今後の御希望に副うように今後においても十分の努力を重ねたいことをお答え申し上げます。

○池田宇右衛門君 結構な御答弁だが、ただ私が言うのは、硫黄が統制解除するから価格が非常に高騰をいたします。農村の現金が少いときに高い農業を買入れて、そうして消毒に当るといふことが困難だといふ一つと、それから消毒期を前にして消毒農業が入ら

んから、往々にしてその消毒の時期を誤りやすい、だからそれらの不便なからしめるように政府は十分にこれらの障害を除く方法を講じる。それから現在農業が少いのに、物のないのに取締ばかりしていても、却つてますます窮屈にして効果を薄らげるようなことのないように十分監督することについて、何か方針を明らかにして欲しいと、こういうのでありますから重ねて次官に簡単でもいいからこの三つについて答弁を煩わしいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 各項目に關しまして私が先ほど答弁申し上げたので大体盡きておると思ひますが、特に御指摘の硫黄については、私の出身県も池田さんと同様に硫黄についての入手には困難をいたしております。この事情は池田委員も御承知の通りでありますので、これについては府県の当局を初め、これと協力をいたしまして、この入手については各方面にあらゆる手を打つて確保に努力をいたしておりますので、今後におきましても時期の遅れないようにできるだけ多量の物が入手できるように考え方を以てやりたいと思ひます。

○三輪貞治君 先に質問しました農業資材審議会の、農業審議会のメンバーは、これは業者代表何名、学識経験者何名という、その一人々々の名前は要らないが……。

○説明員(堀正侃君) はつきりと内訳は何名々々というふうにはしてないわけですが、現在の構成されておるメンバーは、大体大学の教授が五名と、それから農林省の農事試験場の専門家が三名、それから東京都の農事試験場

の専門家が一名と、それから経験者という意味で農業協会の理事長と理事が三名加わつております。なおそのほか、これは業者で現在は製造業者ではあります。元農林省の農事試験場の農業部長でたかたが学識経験者という意味で一名加わつております。なお責任者としたしまして防疫課長がそのメンバーになつております。

○三輪貞治君 本法制定当時に農業資材審議会を議決機関にされたわけですが、今度の改正でこれを諮問機関にされようとするわけであり、その理由、これを議決機関に置いては、どうも具合が悪いという理由があるか。それでなければいよく取締を嚴重にするというこの改正に當りまして、何でこの機関を諮問機関にせられたのか、お伺いいたします。

○説明員(堀正侃君) 先ほどもこれにつきましてもお答え申し上げたのでありますが、これは主にあちらの意見に基づきまして、法律の運用は政府が責任を以て処理すべきものであつて、政府がこれを審議会によつて拘束されるものであつてはならないというふうな一つの意見と、それから個々の業者の直接関係のある特定の事件、例えば登録とか、品質改良或いは販売の停止、禁止といったような個々のものについての議決機関であつてはいけないといったような二つの点から、審議会の議決機関を諮問機関に改めたわけであり、それから審議事項も改めて、登録とか、品質改良、販売停止、禁止といふことについては審議をしないことにして、一般的な公定価格の制定とか、或いは検査基準をきめるとか、そういうことだけにタッチをせしめようといふことになつております。

○三橋八次郎君 先ほども防疫課長にお願いして置いたのでございますが、この法律の運用に當りましては、農業検査所というものの仕事が非常に過重になると思ひます。而も取締を行ひ、行政処分をやつて行きますには、やはりそのほうの整備拡充というものが必要でございますが、それらに對して政府はこの法律の運用を円滑ならしめるために、そのほうの拡充強化の御構想があるかどうかといふことを政務次官に一応伺いたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 法律施行によつての予算の不足、或いは又人員、検査所の手の足りないといふ問題は當然起り得ると思ひますが、今度の予算には十分のことが計上されなかつたのでありますが、將來この問題につきましても、十分我々は関係当局と折衝を重ねまして、予算の増額、人員の増加に努力をいたしたい、かように存じております。

○三橋八次郎君 それから第一條の殺菌、殺虫剤、その他の薬剤というものが二四—Dとか、ホルモンとかいふものも入るのですか。

○説明員(堀正侃君) 本来二四—Dは入りますが、ホルモン剤は入りません。

○三橋八次郎君 第二項の天敵といふものは、今考えられておるものは幾つぐらいあるのですか。

○説明員(堀正侃君) 現在天敵は農業と同じように販売をするために登録されておるものは全然ございません。すが、防除業者でございます。これは防除業者は登録以外の農業を使ひまして、防除行為ができるものかといふことと、登録農業以外のものを使つて防除行為ができるかどうかといふことであり、なつております。

○説明員(堀正侃君) 登録以外の農業を使つては防除できないといふことになつております。

○三輪貞治君 只今の農業資材審議会のことについて防疫課長から御答弁を受けたわけであり、これは非常に根本的な重要な一つの問題であると思ひます。ただ農業取締のみならず、あらゆる法律が問題、その施行に當りましては政府が責任を持つ、だから民間の審議会等に拘束されてはならないといふお考えであります。これは終戦後、一つの民主化として取入れられました委員会制度、審議会制度といふものに対する現在の政府の態度が變つて来た、こういうふうな考えざるを得ない。そこで農林次官に、政務次官に特に伺ひたいのであります。我々は官僚独善の弊をば改めるために、民間の審議会、委員会といふものが十分に活用されて行くといふことに非常に民主化の期待を持つておるわけでありまして、今御答弁のあつたように、政府が執行に當つては責任を持つてはならないといふことは、將來審議会、委員会といふものが廃止されて、これははかたにたくさん事例のある一連の、民主化に逆行するところの一つの現在の傾向ではないかと思ひますが、この点について政務次官が、これが現に政府、特に農林省の審議会、委員会等に対する一つの貫かれた、一貫した

お考え方であるかどうか。

○政府委員(島村軍次君) 法案そのものの内容から申しまして、今回の農業取締法に關しましては意見を十分尊重する諮問機關でありますならば、民主化の線に副わないという結論にはならないということで提案を申上げておるのであります。

○三輪貞治君 これはただこの農業審議會だけでなしに、米価審議會等がもう單なる諮問機關であつて、全く形式的に通すだけであつて、それは決定したものをば無條件に吞ませるといつたような運営がされておりますから、私は特にこういう問題を重視しまして考へるわけでありまして、私が今質問しているのは、この問題に限らずに、現在の農林省は審議會、委員會に對してはそういう一貫したお考えを持つておられるかどうかということをお伺いたいわけでありまして。

○政府委員(島村軍次君) 法律の内容及び性質によつて考えたい、こういうことであります。

○加賀操君 先ほど三橋さんが言われましたのですが、この法案を見ますと公定規格ですが、私は逆に行つていろいろな気がするのです。いろいろ物理的、化学的というようなところへ重きを置かれまして、こういうようなものが総合されて効果が上るのであります、最終のきめ手はやはり生物試験だと思ひます。それがありませんので、何だか要を欠いておるような気がするのですが、どういふわけであらうか、登録票やその他の表示のところへ、實際はやつてゐるのか、このきめ手を入れてないのかどういふわけですか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(堀正侃君) 實際に當りましたは、先ほども御説明申し上げました通り、生物試験が農業の効果判定の最も大きな問題であり、又被害につきましても生物試験が最も重要に取上げていたしております。ただ一つの規格として生物試験に基く効果を表示するといふことが、現在の農業の判定基準といふか、或いは効果の判定基準といふふうなものが十分確立いたしておりません。現在におきまして、困難な事情にありまして、大体この有効成分或いは有害成分を化学的に物理的にきめて置きますれば、大体の目的は果し得るのじやないかというふうな考え方から、生物試験の結果を表示する等の方法が規定してないわけでございます。

○加賀操君 実情はわかるんですが、法案としては少し欠けておると思ひますので、私の希望としては運営のほうで十分にお考えの点を實際に効果のあるようにして頂きたいと思ひます。それからそれに関連しまして、私の経験から申上げますが、實際生物試験をいたしますすればこの手数料の三千円というものは安いのではないかと思ひます。これは今の立場から言へば別ですが、これは特に今さつきからたび／＼お話しがありまして、予算が少いといふことでございます。私も実は少いと思ひます。あれでは私に言わせれば、生物試験が本場にできてゐるかできてゐないかちよつと、誠に失礼ですが、十分でないと思ひます。で三千円で生物試験をおやりになるような予定で三千円をおきめになつたかどうかといふ点でございます。

○説明員(堀正侃君) 大体農業検査所には、それ／＼の農業の検定に必要な昆虫等の飼育も年中いたしておりますし、必要な作物も大体そういつたものをしよつ中用意をいたしておりますので、大体この三千円の範囲内で試験をいたしたいというふうな考へております。

○加賀操君 これは直接法案に關係ないので、農業の取締をされて、い農業がでると思ひます。併しこの農業を使ひます器具ですが、それによつて非常に効果が違つて来ると思ひますし、経済的には全く非常な相違がでる参るのが常であります。この農業それ自身に、いいものを作るといふことと、これを使用する道具のいいものを作るというところは、これは両面でございますので、その点については、これはちよつと今おいでになつてゐるかたでは、おわかりにならんかと思ひます。が、その点農林省で十分に考慮されると同時に、農業も相当いがわしいのがあると思いますが、これを使う農機具もどうかと思ひますが、大変多くありますので、これと両々相待つてよくするいう方法をお考えになつておるのかどうか一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 農機具が粗製濫造に陥つてゐることは、これは終戦後の一つの大きな欠点であり、且つこの規格を設けることは當然考えなければならぬし、又製品を、優秀なものをやるということにしなければならぬと思ひます。現在では、国営でやはり農業と同じような程度に依頼検査によつてやつておるといふ現状であります。が、なおこれが改良については十分一考慮したいと思ひます。

○説明員(堀正侃君) このお手許にあります法律案の附則の第三項にミスがございます。前項の者が同項の期間内に書替交付の申請をしない場合には、その登録は、第五條第一項の」と書いてございまして、「第一項」というのはミスでございまして、今削除の印刷の正誤の手續中でありまして御了承願ひたいと思ひます。

○委員(羽生三七君) この程度で質疑は終了したものと認めてよろしうございませうか。

○委員(羽生三七君) それではこれより本案の討論を行います。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(羽生三七君) それではこれより本案の討論を行います。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

〔総員起立〕
○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決と決定いたしました。

なお、前例によつて諸般の手續は委員長に御一任を願ひます。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
西山 龜七 片柳 眞吉
岩男 仁藏 池田宇右衛門
白波瀨米吉 滝井治三郎
江田 三郎 小林 孝平
三輪 貞治 赤澤 與仁
加賀 操 溝口 三郎
三橋八次郎
○委員長(羽生三七君) それでは休憩
午後零時九分休憩
午後二時十八分開会

○委員長(羽生三七君) それでは休憩前に引続きまして會議を開きます。

本日予備審査として付託されました農産物検査法を議題といたします。最初に提案者の説明を求めますが、衆議院から議員河野謙三君並びに田中啓一君御両君が御出席でありますので、なおこのほか食糧庁関係からも関係官が出席されております。最初に提案者の説明を求めます。

○衆議院議員(河野謙三君) 私はか十九名提出の農産物検査法の提案理由を御説明申し上げます。
農産物の公正且つ円滑な取引と、その品質の改善とを助長するためには、農産物について公定の規格に基く検査の実施が是非とも必要であります。現在の主要農産物についての検査は、食糧管理の強化以来、管理制度の一環として実施されて来ておりますことは御承知の通りであります。即ち食糧管理法に基きまして政府の買入いたします主要食糧につきまして、その買入の際に政府の手による検査を行なつてゐるのであります。然るに最近の食糧事情の安定によりまして、昨年以来いも類及び雑穀が次々と買入品目から除外せられて参りましたので、これらの農産物についての検査の実施につきまして法的根拠を明確にいたすと共に、検査制度の確立を図ることが必要となつて参つたのであります。これが農産物検査法案を提案いたします理由でございます。

次に同法案の骨子につきまして御説明申し上げます。先ず第一点といたしましては、農産物の検査の性格を従来の買入のための検査から、商品としての

検査に改めることでありまして、このためには規格につきましては銘柄の設定、等級の増加など市場性を十分に取入れたものとして行くほか、規格の設定に当つても利害関係者並びに学識経験者等の意見を徴して決定することとし、一方検査の結果に対して異議の申立の途を開くなど、生産者並びに消費者の利益擁護を図つて参りたいと考えている次第であります。

第二点といたしましては、同法に基きまして国営検査を実施いたします品目でございますが、これにつきましては従来食糧管理法に基きまして政府買入を実施いたしておりました主要食糧でありますところの米麦、雑穀及びいも類について検査を実施して参る考えであります。このうち米麦につきましては、その農産物中に占めます重要性と、流通の普遍性とに鑑みまして、范買の際には、必ず検査を受けなければならぬこととしておりまして、受検の希望に応じて検査を実施して参ることとしておる次第でございます。ただ米麦以外の品目につきましては、特に強制検査の実施を希望する都道府県があります場合は、條例を制定いたしまして、必ず国の検査を受けなければならぬ旨を命ずることができるとしておいております。

次に第三点といたしましては本法施行のための予算関係についてであります。が、本法による検査には政府が買上をいたします品目を除きまして一定の手数料を徴収いたすこととしております。なお検査に要します経費は、本年度は取りあえず食糧管理特別会計の既定予算の範囲内で実施が可能でありますので、特に本法施行によりまして新たな予算的措置を講ずることは考えておりません。

農産物検査法案の提案理由及び法案の骨子の概略は只今申述べた通りでございますが、何とぞ慎重御審議の上御可決賜りますようお願いいたす次第であります。

○委員長(羽生三十七君) 提案理由を承わつたわけでありまして、質疑に入る前に法案の重要な諸点について関係者から説明を求めたいと思ひます。

○説明員(清井正君) それでは只今御提案になりました農産物検査法案につきまして極く概略の点を御説明申し上げたいと思ひます。逐條によつてお話し上げたいと思ひます。

第一條は、ここに書きました通り本法の目的を掲げておるのであります。農産物の公正且つ円滑な取引、それから品質改善を助長するということが目的でありまして、併せて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄與する、いわゆる生産者、消費者双方の利益のために本法を制定するということをはつきりいたしておるのであります。

第二條は、この法律で農産物とは、現在の対象となるものは、もみ、玄米、精米、大麦、はだか麦、小麦、精大麦、精はだか麦、精小麦、小麦粉、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しょ、馬鈴しょ及び甘しょ生切干、以上のものが本法にいう農産物でありまして、現在の対象となる農産物の種類であります。

それから第三條は、そのうちいわゆる強制検査の対象を出したのであります。

して、只今第二條に申上げました農産物のうち、特に数量、金額等に絶対的に大きいところのもみ、玄米、大麦、はだか麦又は小麦、いわゆる米麦、これについては強制検査を実施して参りたい。こういう趣旨でありまして、即ち本法の第一項に、その生産者は、生産した米麦又は精米を売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならぬというわけで義務付けしておるのであります。

第二項は、只今の第一項が生産者のことを直接規定しているのに引きかえまして、その後の流通過程における売り渡しを前提とした規定でありまして、いわゆる輸入されたものを除いた米麦の所有者は、その所有する米麦で検査を受けていないもの、又は検査を受けて効力を失つたという場合には、国の検査を受けなければならぬというところであります。第一項は生産者に対する規定、第二項は例えば生産者が持つておりましたも、国へ売る場合に検査の効力がなくなつた場合、又は検査をまだ受けていない場合には、その売渡前に検査を受けなければならぬというところで、いわゆる一

項、二項によりまして生産者と消費者と両方を拘束しておるのであります。それから第三項は、いわゆる一、二項におきまして強制の規定に対する例外を出してあるものであります。その第一項目は、「第八條の規定により定められた量目に満たないものを売り渡す場合」、即ち極く少量のものを売り渡す場合には、これは適用しない。第八條を見ますと、これは「検査は、輸入に係る農産物にあつては十ト

ンに満たないもの、その他の……」輸入以外の内地において生産された農産物につきましては、種類ごとに省令で定めますところの条件を欠くものについてはこれは行わないということになります。というのは大体内地産のものにつきましては一包装を単位としたしてはこれは行わないという考え方で進んで行つたらどうかというふうに考えております。前に戻りましてそういうふうな第三條に第三項の一号としていわゆる極く少量のものはそれを売る場合におきましてはこれを強制検査をしないということとを謳つておるのであります。

それから第二号は災害の場合におきまして、非常な災害の場合におきまして本法を適用されませんでした場合には、非常に融通性を欠く場合がありますので、特にそういう場合に地元の食糧事務所長が或る一定の場所を指定して、その指定した区域内にあるものを指定した期間内に売り渡す場合においては、例外的にこれは適用しないということとであります。

それから第三号は「学術研究の用に供するものとして、省令の定めるところにより食糧事務所長の承認を受けて売り渡す場合」、特殊の学術研究の用に供する場合でありまして、いわゆる一般の商行為といひますか、一般の売買の対象にならないものであるからこれは例外として行きたい、こういうわけでありまして。

四号は、これは「都道府県が経営し、又は経営を委託している、場であつて食糧事務所長が指定したものに於いて生産された米麦で、省令で定めるものを売り渡す場合」、これを書きましたのは、いわゆるこれは大体都道府県が経営し、又は経営を委託しておるのが原則でありますので、そういうところから生産されたものはいわゆる種子でありますので、その場合は強制の規定を適用しない、こういうことであります。以上がいわゆる強制検査の例外の規定であります。

次は第四條であります。今までは国内産のことを言つたのであります。が、今度は輸入される米麦につきましては、これは政府は別問題といたしまして「輸入される米麦の所有者は、その米麦を輸入後において売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならぬ。但し、その輸入量が十トンに満たない場合は、この限りでない。」ということとであります。現在の食糧法の建前上、輸入される米麦は全部政府に売渡すことになっておりました。その米麦を輸入後において売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならぬ。というところを規定いたしたのであります。

三條、四條はいわゆる強制的な検査であります。第五條は希望検査であります。米麦以外の農産物につきましては、強制検査はしないのであります。そのいわゆる所有者又は占有者などがその農産物について国の検査を受けたいという希望がありました場合には、これが検査を行うということとあります。従つて輸入されるものを含む米麦以外の雑穀なり、菜種なり、いも類は全部希望検査するということに相成るわけでありまして。

次は規格であります。第六條の規格は、ここに書きました通り「農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、包装及び品位についての規格を定める」ということであります。ただ第二項に、あらかじめ規格をきめられた場合には、その周知徹底を図ることが必要なのであります。その規格を作つた場合、変更した場合、又は廃止しようとした場合は、おきましては、いつからこれを施行するかという期日を定めまして、その定められた「その期日の三十日前までにこれを公示しなければならぬ」という項目を置きまして、広くその趣旨の周知徹底を図つてもらいたいということであり

ます。それから第七條は、検査方法でありまして、これは別段御説明するまでもないと思つてありますが、農産物の種類、銘柄、量目、包装及び品位につきまして各個に、又は抽出して検査を行うという方法を書きましたのであります。

それから次の第八條であります。これは先ほども申し上げましたとおり御説明申し上げました十トンに満たないものは、このいわゆる検査受付の條件に合わないということでありまして、国内産につきましては、いわゆる「省令で定める包装及び量目の條件を欠くもの」につきましては例外とする、こういうことになっておるのであります。ただ但し書がございまして、政府に売り渡し、又は引き渡すため検査を受ける場合は、たとえ少量でありましても必ず検査するということを規定したものであります。

それから次は第九條であります。これは検査を誰がやるか、「検査を実施する者」であります。これは現在、食糧事務所の職員がやつておりますことをそのまま書いておるのであります。いわゆる農産物検査官というものを置きまして、農産物検査官が検査を厳正に実施するという趣旨をここに書いてある次第でございます。

それから第十條でございます。十條は、検査は検査を受けようとする者の請求によつて行ふという趣旨であります。その場合におきましては、検査請求書を提出しなければならぬということを規定してあるのであります。それから第十一條は、検査手数料であります。これは輸入農産物につきましては一トンについて三百円、それから国内産の農産物については一包装について二十円を超えない範囲内において政令で定める額を納付しなければならぬというのであります。但し政府に売渡し又は引渡すために検査を受ける場合には納付しなくてもよろしい、こういうことで、政府に売渡する場合を除きまして、外国食糧は一トンについて三百円、国内食糧は一包装について二十円というふうに規定してあるのであります。この二十円なり三百円という数字の根拠でございますが、これは曾て自由時代に検査手数料を徴収して検査をいたしておつたのであります。そのときの包装の額の大体百分の一というふうになつておつたのであります。仮にこれを二十六年産の麦について考えて見ますと、大体二十六年産の、仮に予算に規定してある金額を限度として考えて見ますと、一包装につきまして大抵十円、小麦、

これは検査を誰がやるか、「検査を実施する者」であります。これは現在、食糧事務所の職員がやつておりますことをそのまま書いておるのであります。いわゆる農産物検査官というものを置きまして、農産物検査官が検査を厳正に実施するという趣旨をここに書いてある次第でございます。

それから第十條でございます。十條は、検査は検査を受けようとする者の請求によつて行ふという趣旨であります。その場合におきましては、検査請求書を提出しなければならぬということを規定してあるのであります。それから第十一條は、検査手数料であります。これは輸入農産物につきましては一トンについて三百円、それから国内産の農産物については一包装について二十円を超えない範囲内において政令で定める額を納付しなければならぬというのであります。但し政府に売渡し又は引渡すために検査を受ける場合には納付しなくてもよろしい、こういうことで、政府に売渡する場合を除きまして、外国食糧は一トンについて三百円、国内食糧は一包装について二十円というふうに規定してあるのであります。この二十円なり三百円という数字の根拠でございますが、これは曾て自由時代に検査手数料を徴収して検査をいたしておつたのであります。そのときの包装の額の大体百分の一というふうになつておつたのであります。仮にこれを二十六年産の麦について考えて見ますと、大体二十六年産の、仮に予算に規定してある金額を限度として考えて見ますと、一包装につきまして大抵十円、小麦、

それから次は第九條であります。これは検査を誰がやるか、「検査を実施する者」であります。これは現在、食糧事務所の職員がやつておりますことをそのまま書いておるのであります。いわゆる農産物検査官というものを置きまして、農産物検査官が検査を厳正に実施するという趣旨をここに書いてある次第でございます。

課税は十五円という程度のものであると見られます。米につきましても、一応計算して見ますと、大体二十六年産米につきましても二十四円という計算になるのであります。併しこの点につきましても、諸般の情勢に鑑みまして一包装について二十円を最高限度として、その範囲内において政令で定める額を納付するという規定しておるのであります。それから外国食糧の三百円というものは、国内産の一包装について二十円の限度を外国食糧に換算いたしますと三百三、四十円になりますので、三百円を最高としたのであります。

それからその次の第十二條は、受検のための準備でありまして、これは特別に御説明するまでもなく現在規定のあるのをそのまま書いてあるのであります。

それから第十三條の、検査の期日、これは現在規定があるのであります。これは大抵検査請求書の提出があつた日から十日以内に、食糧事務所長が指定する日に実施する、こういう趣旨のことを規定してあるのであります。

それから第十四條は、検査の実施、これはあらかじめ食糧事務所長が定めたる場所が公示してありますが、その場所のうち或る一定の場所を指定いたしまして、そこで検査を実施する、こういうことであります。その場合におきましては、本人又は代理人をして立会わせなければならぬという規定を併せていたしておるのであります。

それからその次は、検査の中止であります。いわゆる正当な事由がないのに、受検者又はその代理人が検査の実施に立会わないときには、検査を中止することができるということを一応規定してあるのであります。

それから第十六條、検査証明であります。これは検査官が検査を行なつた場合には、その結果を所定の手續によつて表示いたすという趣旨のことを規定してあるのであります。

それから第十七條の検査の失効であります。それは強制検査を受けた米麦は、次の三つの場合にはこの検査を受けなかつたものとみなすという規定してあるのであります。即ちその第一は、検査した場合に必ずその検査の有効期限というものを表示いたすのであります。その有効期限を出た場合には受けなかつたものとみなすという規定を第一号に規定してあるのであります。第二号は、検査をいたしたつてつた表示が、失われ、消され、除かれ、改められ、又は不明となつたものについて同様検査を受けなかつたものとみなす。第三号は検査証明書が失われ、又はその記載が改められ、不明になつたときには、これも又同様に検査を受けなかつたものとみなすということでありまして、

それからその次は不正受検に対する処置であります。別段御説明するまでもなくここに書いてある通りであります。

それから第十九條は、異議の申立てであります。これは今までの規定になつたところの新らしい規定でありまして、いわゆる検査の結果に異議のある者は、完了の日から十日以内に申出ることができ、但し直接利害関係のない者は除いて、それ以外の者は異議の申立ができるという趣旨のことをここに書いてあるのであります。申し落しま

したが今までの規定は大体現行の検査法なり検査規則に規定したものをここに書いてに過ぎないのであります。十九條の規定だけは新らしい條文になつておるのであります。

それから第二十條は費用の負担であります。検査を行うために必要な農産物の積替、運搬、開装又は改裝に要する費用は、受検者の負担とする。こういうことであります。

それから第二十一條は、都道府県が條例によりまして、米麦以外の農産物で、その都道府県内で生産された農産物について国の検査を受けるということとを條例で定められたものにつきまして、都道府県が検査を受けることを命ずることができるということをここに書いておるのであります。

それから第二十二條は、「罰則」であります。ここに書いてある通りであります。体罰を科さず、三万円以下の罰金というにしてあります。

それから第二十三條は總括的な罰則に該当する規定であります。

それから附則の一番先の「公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する」といたしまして、但し六條のいわゆる検査の公示を三十日以内にいたす必要上、いわゆる四十日を経過してから本法を施行してもらいたいという趣旨に出でるのであります。

第六條の関連において四十日という規定をいたしておるようなわけであります。

附則の二、三は、この法律制定に鑑みまして食糧管理法との関係において必要な規定の改廃をいたすようにしたわけでありまして、

○委員長(羽生三七君) ちよつと伺い

ますが、この法律の随所に省令又は政令という箇所が出て来るのであります。が、この何か参考のプリントのようなものはありませんか。

○説明員(清井正君) 只今ちよつとその参考の文書は用意して参りませんでしたが、どういう内容を規定いたすかということについては御説明申し上げることはできると思ひます。

○委員長(羽生三十七君) それではならば御質問のあつた場合にそれを答えて頂ければ結構であります。

それでは質疑を行います。
○西山龜七君 この第二條の検査の品目であります。これに一番大切な澱粉が加つておらんやうであります。これに對しましては澱粉を入れないことになつたことと、又將來これを入れるお考えがあるかどうかこれをお尋ねいたしたいと思ひます。

それからその次に米は、玄米は精米いたしましたものを検査することになつておりますが、麦は精麦したものがこれに加つておりませんが、これもどういうことですか書いたかお聞きしたい。

○説明員(清井正君) 只今の御質問でございますが、澱粉類につきましては、これは無論農産物としても重要なものでございますけれども、本法に入れて強制検査にしないで、これは希望検査の対象にいたしました。現在の食糧事情からいたしますれば、結構じやなかろうかというやうな考え方で、澱粉については本法の農産物の中には規定していないということに相成つておるのであります。

それからもう一つの問題につきましてはこれはもみ、玄米、精米、大麦、

はだか麦、小麦といふ原穀につきましては生産者の生産したものを意味してゐるのであります。特にもみ、玄米、精米が入りましたゆゑは、これはいづゆる精米供出がありますので、その部分のことを意味して精米という字が特に入つてゐるのであります。以上これは要するに原穀の生産者というの意味に規定されたものと考へる次第であります。

○岡村文四郎君 国の検査を行う品目に入つていないものは県の條例で定めれば検査ができることになつておりますが、今西山君からお話がありましたように澱粉、甘しよ澱粉、馬鈴しよ澱粉は県がその條例を出さんと、区々になつて非常に取引に支障があり、迷惑を蒙ると思ひますが、これをこの案のうちに入れることはどうしてできないか。これはほかにもつとあります。薄荷、要するに除虫菊もそうでありすが、この前に検査法を變へる時分に実は本州には薄荷は殆んどないに等しい状態であり。北海道が主でありましたのでいふ／＼論議もいたしました。何か委託の形式でやつてもらえるというので一応やつております。

これも菊と薄荷とは北海道に限るといふことであれば、北海道庁が條例を作ればこれの検査はできるのであります。さしたる支障はないと思ひますけれども、全国的に菊と薄荷がありますと、これはやはり入れて置いたほうが輸出を多くする品物であり、品位を高めるほうにも、又生産者が生産物を出すときに、心がまえも違ふと思ひますから、その三つ、薄荷と除虫菊と澱粉、これをこの項目に入れるとどういう支障があるか。どうしてここに入れ

なかつたか伺いたいと思ひます。
○衆議院議員(田中啓一君) 薄荷、除虫菊のほうは農林物資規格法という一般法がすでに出ておりました。あの法は府県検査を建前にしてゐる法律なんです。それから薄荷でやつたほうが適當であらう。これは農産物と言ひましたけれども、実は食糧の意味でありまして、そういう趣旨で澱粉、除虫菊が省かれておるわけ。それからこれからは、この澱粉のことは、随分どうしようかといつて迷つたこととあります。が、実はこの澱粉といふことは、まあ小麦粉にも似ておるといふことは確か。これはまあ／＼趣旨が農産物つまり田畑から取つたそのものというのが根本になつておりました。それからまあ精米、精麦、或いは小麦粉といふところまでは追うて行つたのです。で、その追ひ方によりまして、今度は馬鈴しよ、甘しよ、次に馬鈴しよ、甘しよの澱粉と、こゝ追ひたくなるわけだつたんですが、実は澱粉は今まあ、かなり、あの小麦粉からも取つておるわけなんです。そんなわけで用途が直接食糧といふよりも、工業の用途に供されるものが多いというやうなことであります。かれこれ考へまして、まあ甘しよ、馬鈴しよの澱粉といふものをこゝへ書き出さないでやめたんであります。これが若しどうしてもこの法律でやるのが適當だといふことになりますれば、この範圍といふものはやはりみんなが考へて適當だといふところでやるのがよろしいわけであり。絶対にいかにないといふ考へを持つておりませんけれども、ただ除外いたしまして理由は今申上げましたやうなことで

一応除外したわけであり。○岡村文四郎君 今の田中さんの御説明ではちよつと困るのですが、規格を定めて国の検査を行う前に、雜穀の検査は殆んど本州にはなかつたのであります。そこで我々は北海道から出かけて参りましてレントコーの種子を随分買つて歩いたのであります。全然検査がなくて非常に不合理で各県ごとに区々で全く何を買つかわからない状態であつたのであります。その後検査ができて安心して買えるやうになつたのであります。

そこで、主として雜穀の検査の適用を受けるものは北海道、それから澱粉も相當にあるのであります。今のお話のように澱粉をそのままにして置きますと、この以外に各県に生産をされる農産物は県の條例においてやれると……やることはできるのではなくて、やらなくてはならぬやうに書いて置く、それはできると思ひます。こゝういふ書方ではちよつと抜ける場所があつていかない。又そういうことで私は私ここで申上げて置きますが、検査を受けないと、受けないほうが立場のいい面も出て来、又悪い面も出て来て非常に不統一で駄目ですから、国が検査を行うべきこととする。この薄荷と菊は、非常に大事なものです。ですから、もと検査所に頼んで、設備は我我生産者が持てて検査をやつてもらつておつたんですが、今度變つて委託検査をやつておりますが、これは相當に設備も要するので、それで、今、年月をかけて準備をいたしておりますので、これも何も支障はないと思ひます。これら、このうちに入れたならば、これららんど／＼輸出する一つの材料として

つくる上にも、国の検査を行なえば取引上非常に支障がない。それで薄荷は非常にごまかしやすいものであります。歩合によつて価格がきまるのであります。それがきまらないうちに、非常な損をし、売りにくいわけ、甚だいかんと思ひます。それから、條例でやると言われればやります。が、できれば国の品目の中に入れることが、農産物であつても何不思議はないと思ひます。それから薄荷は、国がきめなければ亜麻の種を買ふこともできないし、買つても非常に不合理だと思ひますが、その点如何ですか。

○衆議院議員(田中啓一君) 実は農林物資規格法によつて手をつけておるものは……
○岡村文四郎君 それはやらないから駄目なんです。やらないのです。それは何もなんのですから、これをやらなければならぬ、こゝういふこととす。

○衆議院議員(田中啓一君) そういうことですか。つまり北海道ではおやりにならないわけですか。
○岡村文四郎君 やらないのです。
○衆議院議員(田中啓一君) その点は、必要がありますれば、そのほうとの調整をやはりこの法律でも図るということにしたら如何でございますか。

○池田宇右衛門君 只今主食を主体としてというやうな御答弁でございまして、同じ雜穀でもそばとかきびとか、あわとかいうやうなものは、のけておるのは、これは検査する必要がないというのですか。そばなどは、長野県などにおいては非常に盛んに供出し

ますが、これをどういふわけでのけて置いたか。

それから次に岡村さんからお話がありましたけれども、青森県その他全国に、みかんなどの果実が相当供出されていますが、これに対して十分なる検査をして、よい品を販売させるというのが今後に残された大きな問題であらうと思いますが、これは都道府県の條例で農産物の検査の中に入れるか、先ずこの二つから聞いて、次に一、二お聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(河野謙三君) 只今お尋ねの点は、先ほどの岡村さんからのお尋ねと関連しますが、大体この各地の特産物の傾向を帯びたものは、それぞれ県の條例によつて処理してもらふという従来の方針をそのまま踏襲したわけでございます。現に今みかんの話が出ましたが、みかんなども現在静岡等では條例によつてやつております。そういう方向で一つ今後処理して頂いたら如何かと、こういうことであります。今の、そばも同様であります。

○池田宇右衛門君 各府県で手数料を取るとするならば、検査の主体をやはり個人の申請に置いて庭検査にするつもりか、或いは従前通り集荷検査を行うか、それから抜取検査を行うというふうなことが先ほど説明されましたが、抜取検査の場合に、悪いのがあれば、一度は抜取検査をするが、あとはこれに同じだからと言つて検査証明をもらつて、不正品を今後検査したものとして証明書を貼つて販売するような虞れがないとも言えないが、この検査は、庭検査か、集荷検査か、又は抜取検査についての今後の乱雑を防ぐ方法はどうか。この二点を一つ伺いたい。

○衆議院議員(河野謙三君) 検査の場所でありますが、あらかじめ公示した場所の範囲内、例えば農業倉庫というふうな所、その中から適当に農家が選んだ場所によつて検査をするというふうな指定しております。今の抜取検査その他の問題ですが、包装物は、これは抜取検査でなく一個々々の検査というふうなことはつきりしております。ただばら物につきましては、これは別でありますけれども、重ねて申し上げますが、包装物につきまして一個々々の検査、ただ従来の米の検査等におきまして、実際には包装物であつても抜取検査等によつて適当に処理しておるといふ実例はございますけれども、この規則におきましては、包装物はどこまでも一個々々の検査ということに規定しております。

○池田宇右衛門君 手数料を取るなら庭検査でいいのではないかと思うのですが、そのほうが農家の内において検査をするので、楽で、一番検査も完璧に品質の改良というものを織り込んであるのだから、こういうところをどういうふうに変更しようというところを言えるのだが、この点を集めて殊に夏の百度を越すような暑いときに汗をかくて集めて来て、検査を受けるなんというところは煩雜過ぎるが、手数料を取るなら検査員が自動車を出かけて行つて検査をする、こういう民主的な点をどううして考えなかつたか。この点をもう少し明らかにして欲しいと思ひます。

○衆議院議員(河野謙三君) 我々も本案提案に当りましては、その点も十分考えたのです。併し現在の検査員の人員、並びに現在の検査員は御承知の通り食糧検査のほかに事務的にはもつと多量の食糧の買取りその他の事務もやつておりますので、人の問題、又それに関連する予算等の問題からして、池田さんの希望と同様に我々の希望であつたのでありますけれども、それやこれやを考へまして、この機会にこの庭先検査というものはちよつと不可能ではないかということになりました。

○池田宇右衛門君 誠に予算の關係上、検査官の人員が少いからと……、然らばこれで法は誠に結構な法ができるが、予算の關係上、検査員の手当が少い、それから検査員の人員が少い。こういう結果になれば、案と實際は相反するような結果に陥るというふうなことは言ひ切れませんが、そういうことを私どもは懸念する上から申し上げて、提案者各位は予算關係を十分に大蔵當局に交渉をいたしまして、検査員が検査に當つての時間外努力に對して、相当待遇上の改善というか、特別な支給の方法を考えておつたかどうか。それからこういう強制検査をする以上については、検査員の増員に對しては予算措置はどういう交渉をしておつたか、この二つを重ねてお聞きいたします。

○衆議院議員(河野謙三君) 御承知のように、二十六年度におきましては、食糧の特別会計によつてすでに予算も取つてありますので、實際に予算の關係は起つて来ないのであります。問題は、將來食糧事情が一層緩和して来た場合の手数料の問題になつて来るのであります。今池田さんの御希望と同じような希望を持ちまして、次の機会にお

きまして實情に即する手数料の問題も更に検討し、又その検査に當つての庭先検査の問題、それに關連する人員の問題、予算の問題等も、もう少し具體的問題を提えて検討する時期があるのではないかと、かように考へて、一先ずかような提案をしたわけであります。

○池田宇右衛門君 まあこれは意見も多少入りますから、これ以上追求はしたくないのだが、實際に當つてできない仕事を強いるということは、一番農村に對しても、又農家のためにも迷惑をかけることだから、よく提案者がお知りの通り、検査員が不足しておるから、出張旅費その他において何とかやりくりしなければならぬ。こういう結果、目的はいい目的であり、検査は極めて丁寧に、又農家の要求によつて短時間に迅速にやつて行かなければならぬが、それができかねる場合がでやすい、それはいわゆる予算が足りないからだ。只今食糧に織り込んである検査料では足りないということはおわかつておる。この通り物価が上つて来るし、それから例えば自転車その他においても検査員の費用が増加して来る。だから十分に予算的措置を今後考へ、若し補正予算が許すならば、補正予算でこれが穴埋めをして、もう少し十分なる検査の成績を挙げ、農産物の、いよ／＼品質の向上とか、これにからんで増産させるような方法を講じてやるのが親切だから、この方法を更に重ねておとりになるかどうか。ただ今の織り込んでどうのこうのといふことは手ぬるい。十分に補正予算でも組んで検査の成績を挙げるような交渉

をなさつたか。若し交渉しておるのなら、目下交渉研究中だということでも結構です。

○衆議院議員(河野謙三君) 只今池田さんの御意見の通り我々は考へておるのです。この次の段階におきまして、皆さんの御協力なり御援助を得まして、池田さんの御意見の通りに我々もとも／＼に實現に努力したい、かように思ひます。

○岡村文四郎君 この案を今すぐ通さなければならぬという、そんなわけには行かんと思ひますが、私のほうでは実は急いでおるので、今日にもあげたいのだが、これは訂正してもらつたお話をあつたが、澱粉というものは全国的に見ると大きな問題なんです。どうしても国の検査を行うべきである、こういうふうには考へておるわけですが、それを入れることによつて、非常にスムーズに行き、安心ができる。澱粉というやつは非常に恐ろしいやつで、製粉するときの加減で等級もどうにでもなる。これは実に大事な検査なんです。そこでどうしてもこれを国の検査を行うという建前にすることが大事であつて、委託検査ということではいかんと思ひます。これをOKをとらなければならぬということになると間に合ふので、これはここで通さなければならぬと思ひますが、どうしても成るだけこれを変えて、澱粉を入れてもらうということにしないといかんと思ひます。

それから薄荷とか菊の話が出ましたが、これは北海道が主ですから、北海道で條例でやれとおつしやればこれはやらんでもないですが、これは併し

どういうわけで役所のはうで駄目なのか聞きたいと思うのです。

○衆議院議員(田中啓二君) 今の澱粉のお話は、岡村さんのおつしやることも御尤もなんです。それでこの二十一条を御覽下さると、都道府県は條例で定めて、これは国に検査をさせるのですよ。だから條例だけ定めればよいので、何もいざこざはないのですから、それで澱粉をやつたらよいということでありまして、この折衝を北海道でやりまして、條例だけ作つて国でやると、こういう途は開かれておりまして、それをやりまして、いかにときは、今おつしやる通り間に合いませんけれども、臨時議会もありますから、修正すると、こういうことでやりまして如何でありますようか。

○岡村文四郎君 県が條例で制定しなかつたらどうにもならぬのです。北海道は必ずやります。

〔委員長退席、理事西山亀七君委員長席に着く〕

○片柳眞吉君 今の二十一条の解釈であります、これは私はちよつと條例では、澱粉だとか、そばであるとか、これはやはりこの規定ではできないのじやないか、こう思います。これは第二條で農産物というやつを限定しておるわけですね。そこで二十一条では米麦以外の農産物と、こうありますので、お話のような條例でもできないのじやないか、こういうふうな思ひがあるのであります、その点はやはり解釈の違ふところがございますが、そうなつて来れば、私の意見では、澱粉は、少し先の問題であります、まあ打明けて私の意見であります、非常にお急ぎならば、これは通して置いて、成

るべく早い機会にすぐ改正して頂いたどうかと思うのです。この案に限定する必要はないと思うのです。解釈上は私はそう思います。

○衆議院議員(田中啓二君) 今片柳さんのおつしやる通りで、実は作りながら誤解をしておりました。前に定義をしてやつておりますので、忘れておりました。やはりこれは無理で、早いところ御趣旨に応じて法案の改正をす

○岡村文四郎君 これはこう書いてあつてもこうでなしにやれると実は私に思ふのですが、他府県はわかりません。北海道はとも政府から出る予算では足りません。そこで亜麻が一億三

○衆議院議員(河野謙三君) 今の検査の人員は、私は検査プロパーで行けば必ずしも少なくないと思ひます。ただ先ほど申し上げたように、検査以外の複雑な業務を併行してやつておりますから、そこで非常に事務が忙し

○片柳眞吉君 今度の検査所の収入は相当に殖えらると思ふのです。先ほどの話を聞くと、予算が非常に少ないのでなく、思ふような検査もできないというふうなお話がありました、今まで通り協力することは差支えないので、協力いたしますが、協力しな

○衆議院議員(清井正君) 只今の御質問の点であります、この本法による検査をいたしまして、別途政府が買入れる場合におきましては、収納検査を実施

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○衆議院議員(河野謙三君) 今の検査の人員は、私は検査プロパーで行けば必ずしも少なくないと思ひます。ただ先ほど申し上げたように、検査以外の複雑な業務を併行してやつておりますから、そこで非常に事務が忙し

○片柳眞吉君 今度の検査所の収入は相当に殖えらると思ふのです。先ほどの話を聞くと、予算が非常に少ないのでなく、思ふような検査もできないというふうなお話がありました、今まで通り協力することは差支えないので、協力いたしますが、協力しな

○衆議院議員(清井正君) 只今の御質問の点であります、この本法による検査をいたしまして、別途政府が買入れる場合におきましては、収納検査を実施

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○衆議院議員(河野謙三君) 今の検査の人員は、私は検査プロパーで行けば必ずしも少なくないと思ひます。ただ先ほど申し上げたように、検査以外の複雑な業務を併行してやつておりますから、そこで非常に事務が忙し

○片柳眞吉君 今度の検査所の収入は相当に殖えらると思ふのです。先ほどの話を聞くと、予算が非常に少ないのでなく、思ふような検査もできないというふうなお話がありました、今まで通り協力することは差支えないので、協力いたしますが、協力しな

○衆議院議員(清井正君) 只今の御質問の点であります、この本法による検査をいたしまして、別途政府が買入れる場合におきましては、収納検査を実施

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○衆議院議員(河野謙三君) 今の検査の人員は、私は検査プロパーで行けば必ずしも少なくないと思ひます。ただ先ほど申し上げたように、検査以外の複雑な業務を併行してやつておりますから、そこで非常に事務が忙し

○片柳眞吉君 今度の検査所の収入は相当に殖えらると思ふのです。先ほどの話を聞くと、予算が非常に少ないのでなく、思ふような検査もできないというふうなお話がありました、今まで通り協力することは差支えないので、協力いたしますが、協力しな

○衆議院議員(清井正君) 只今の御質問の点であります、この本法による検査をいたしまして、別途政府が買入れる場合におきましては、収納検査を実施

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○片柳眞吉君 簡単に数点お尋ねいたしますが、政府に言つて来る場合に、勿論この検査を受けることになり

○赤澤與仁君 一点だけお尋ねいたしたいと思いますが、この銘柄の設定をおやりになるという建前になつておるわけでありまして、政府が買上げます米麦につきましても銘柄の設定をおやりになるお考えでございますか。

○説明員(清井正君) 只今のところは本年産の麦につきまして、政府が買上げる場合におきましては、これを大府県一本くらの銘柄をきめたらどうかということ準備を進めておるのであります。米につきましてもそういう方向で研究したいと思ひます。只今のところの程度まで進んでおるかちよつと明言いたしかねますが、そういう方向に進んでおります。

○赤澤與仁君 それにつきまして先ほど提案理由の御説明に、利害関係者、学識経験者の意見を徴するというお話がありました。その方法はどのような方法でやりになるか伺いたいと思ひます。

○説明員(清井正君) 只今の御質問は、この法案の中にはつきり規定いたしてございせんけれども、委員会のような性質のものを設けて、広く関係のかたの意見を徴しまして、そして、さうしてきめる、こういう方向に持つて行きたいというように考えておる次第であります。

○江田三郎君 先ほど片柳さんから御質問があつたのですが、それに関連してもう少し……将来政府へ売渡す米麦がなくならぬ、ここに書いてあるような手数料を全的に徴収するという場合には一体どのくらいの収入になるのですか。

○説明員(清井正君) 仮に米麦等も全部政府買上げということになしに、検査

手数料を取ることをいたしまして、数量等につきましては過去の実績を参酌いたしまして考えて見ますという、只今の計算では全部合せて三十五億程度に収入が見積られております、さう考へております。

○江田三郎君 さういうような三十五億という収入が予想される場合には、これはもう検査に対する国の負担というものはなくして、独立採算でやらさうという考へなんですかどうですか。

○説明員(清井正君) 先ほど来いろいろお話がございましたのでございますが、この点は非常にむずかしい問題でありまして、方向をいまして食糧法上のいわゆる収納検査とは離れた独立の検査という方向に進んで行きたい。さういふのでありまして、さういふ意味から申しまして、一般会計のこれは経費にいたしまして、それに必要ないわゆる収入を見積るといふことも考へられるのでありますが、これを收支バランスをとりましていわゆる独立採算にするかという問題につきましては、非常に問題があるのであります、只今のところでは研究いたしておりますけれども結論は出ていない次第であります。

○江田三郎君 先ほど池田さんから御質問がありました検査の問題ですが、これはちよつと沿革をお尋ねしたいので、戦争前の、大分前の話ですが、最初の検査というのはやはり庭先検査をやつたのですかどうか。それがいつ頃から集合検査というものになつて来たのですか。その沿革を知りたいと思ひます。

○説明員(柴桃勝君) 私から申し上げ

ますが、大体今お話があつたように、最初は全部庭先検査をやつておつたのですが、昭和の十年頃から府県によりまして検査の統一なり公正を期する意味におきまして、集合検査のほうがりい、さういふ観点から徐々にさういふ県が殖えて来た。さうして十七年からは全部集合検査になつたのであります。

○江田三郎君 さうすると大体集合検査といつたことは、一つは供出制度と並行したようなことになりませんか。

○説明員(柴桃勝君) 十七年からのこの間は確かに今のお話のように供出との関連においてさうなつたのですが、その以前にやつたのは、今申しましたように検査の統一、或いは厳正公平なる建前でやる場合には、やはり集合検査のほうがりい、さういふ観点からやつたのであります。

○江田三郎君 さういふ戦争前の集合検査の頃には検査手数料というのは大体どのくらいだつたわけですか。それから庭先検査の頃から手数料というのは大体農産物価格のどのくらいなんですか。

○説明員(清井正君) その点は先ほど御説明申し上げました、検査料を取つておりまして一番最後のときが最高百分の一ということになつておりました。その程度のものを取つておつたわけでありました。

○江田三郎君 それは何年ですか。

○説明員(清井正君) 昭和十五、六年の頃は百分の一だつたと思ひます。

○江田三郎君 さうしますと、今度の二十四というの大体それと同じような比率で考へられたのじやないかと思ひますが、さういふような前の頃の検査

が大体庭先検査時代の検査で百分の一程度のものを取つておつたのであつて、今度それを集合検査の時代にやばり百分の一程度というの少し無理があるのじやないかと思ひますが、それはどうでしょう。

○説明員(清井正君) 只今の米を供出したしますという、私もさつき御説明申しました通り、百分の一にいたしますと二十五円になります。それを、二十円を最高ということにいたしましてその点は多少考慮が加えられておると思ひます。

○江田三郎君 その程度でなしに、もう少し考へないと、これはまあ實際さうやつて今度米麦についても検査手数料を取るといふことになつたときに、百俵検査を受けようとして二千円、金が米に取られるということになつて来て、さういふ負担はともかくこれは農民としましては大きな負担になつて来るわけ、而もその検査は集合検査であつて、一々運搬して行かなければならぬ、それも供出制度があつて供出の農業倉庫へでも入れるときに検査をするというならば、これはまあいいのでありますけれども、自由販売になつたときに、而も二十四の検査料を取られてさうして集合検査をやられるということになつたら、これはとてもたまつたものじやないかと思ひます、さういふ点については政府のほうで、或いは提案者のほうでもつと、まあ今日どうにもならんでしょうが、将来再検討される御意見があるのかどうか。

○衆議院議員(河野謙三君) 今の検査手数料の問題ですが、実は最初政府委員からお話がありましたように、百分の一という基準で二十五円ということ

も考へたのですが、今お話のように、どうも少し高過ぎるというのでお手許に差上げました案の二十四というものは、現在の二万五千人という人、大体この人件費、事務費というものを割出して、一応出したのであります。併しこの人員が多い、少いの意見もありましたようですが、私はまだ先ほど申し上げたように、この人員についてはもう少し能率的にやれば整理の余地があるというふうな考へまして、この二十円が必ずしもこれは安当のものと思へておりませんが、一応最高ということになつておりましたが、いよつとこの検査の実施の時期に入ります前には、又皆さんにお諮りする機会もあるはずでありますから、そのときにこの検査料の問題についてはもう一度十分検討し直して決定すべきである、かように思つております。政府は今申上げたような経過で二十四というものを最高として出したと思ひます。

○江田三郎君 これは原則としてさういふ独立採算制のような考へ方をしたならば別問題でなければ、それについては先ほどはかの委員からも、これについては若干国が負担しなければならぬのだという御発言がありましたし、又この法律の目的からいいたしましても、先ほど提案の説明がありましたが、先ほどに、生産者だけのことでなしに、生産者、消費者双方とも利益をさういふという建前になつておるわけですから、さういふ点から只今の検査手数料、或いは手数料だけでなしに、検査の場所については将来十分検討してもらいたいと思ひますので、供出制度があるときの集合検査というのと、供出制度がなくなつたときの検査

査制度というものの場所についてはよほど考へて行かないとでなくなつて来る。これは希望として申上げて置きます。

○説明員(清井正君) 只今のお話でございますが、集合検査の点につきまして、以前の集合検査をいたしましたときには、大体駅を中心にいたしました集合検査をいたしましたと思いますが、供出制度が布かれたら、これにつきましては、大体農業倉庫を中心として主としてやつております。大体一村に一、二カ所なり、三カ所というのでありまして、昔の集合検査の実態よりは現在の集合検査がよほど便利になつておると言えるかと思ひます。併しお話の通り、これは生産者負担になつておりますけれども、無論私も検査員の事務の許す範囲内においてはできるだけ生産者諸君に御迷惑がからないようにやつてもらいたいということを考へております。

○岡村文四郎君 これは先行き立消えになつてわからなくなると大事なことですから、第二條のこの法律において「農産物」とは、と書かれていて二十一條は適用できないのじやないか、こういう片柳さんのお話なんで、どうも提案者の方でもはつきりしないお話がありました。実は北海道は七月に除虫菊が出ます。ぼや／＼すると間に合いません。これはどうなるのか、第二條のこの法律で「農産物」と書いてあるのは、どういう意味で二十一條が適用されるのか、はつきりしてもらわんと困ると思うのですがどうでしょう。

○衆議院議員(田中啓一君) これは二十一條は「農産物」とありまして、その「農産物」の定義を第二條にはつきり書いておられますので、どうも第二條に書いてないものを農産物だからといつて二十一條を適用するわけに行かないことは、これはどうも岡村さんのお話と通じ、これはどうも農産物の生産というのではありません。農産物の価格法によつても、北海道庁にやらすか、或いはこれは除虫菊の生産というものはつきりあるわけですが、それが若しなればなれば五月にも会期が續くのであります。恐らくは七月前後には臨時議會も開かれるかと思ひますが、そこで一つ修正をして頂くということをお願いできませんか。

〔理事西山亀七君退席、委員長清席〕
○委員長(羽生三七君) それじや質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(羽生三七君) それではこれより討論に入ります。

○岡村文四郎君 この法律は御提案になりましたが、甚だどうもお氣の毒な言い分ですが、非常に不備な点が多いのであります。私どものほうではこれを今国会の再開後引続いた国会で修正してもらいせんか、第二條と二十一條が書いてあります。その二十一條は全く効力のない結果になるようでありまして、その点以外にも介在しておる部分があるようから、必ず何らか早い機会にこれを改正するよう条件を付けて本案に賛成をします。

○池田宇右衛門君 本案は提案者の説明の通り農産物の品質の向上を伴ひ、生産者、消費者を通じて増産及び安定の方途に資するところの方法であります。この際検査の上において、若し統制から除外された、いわゆる統制を外されたところの諸品目も、又近く麦の問題においてさういふことを想像されるときにおいて、農民が庭検査で検査の一日も早く行われてこれが市場に搬出する、いわゆる供出の可能性のある方法を講じなければ、検査の意味が徹底しないと思ひまして、今後においてこれらの方法の実現するような、農民のあらゆる努力を省くような方法に持つて行くような方法を講ずること、と同時に検査員に対しては十分にその労力に対する報酬を支給してこれに應ずるような方法を講ずるという二つの希望条件を附して賛成するものでございします。

○江田三郎君 先ほど来各委員の御発言の中にありますように、私たちもこの法案につきましては相当なお検討を要し、修正をしなければならんところがあるものであります。ただ国会が休会に入らうとするというやうなことであります。その点当委員会の權威のためにも非常な不合理な、修正の必要を認めながら通さなければならんということは残念に思ふのですが、これは今回の提案者だけに申すのではなしに、今後政府におきましても提案なさるときに突如として審議の時間的余裕がないときにいろ／＼なものを持込まれないうようにして頂きたいということを一つ申し上げまして賛成いたします。

○岩男仁藏君 私もこの法案が早く公布され、実施されることを希望しておつた一人でありますので無論賛成であります。ただ今数氏からいろ／＼希望条件が出ておりますが、全部賛成でありますが、そういう希望に対して同感でありますから、将来一日も早くそういうことが実現できるように要望いたしまして賛成いたします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言がございせんか。
御発言がなければこれにて討論は終局と認めて採決を行いたいと思ひます。農産物検査法案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いいたします。
〔総員起立〕
○委員長(羽生三七君) 総員起立でありますので、本案は原案通り可決せられました。

なお多数意見者の御署名を願います。
多数意見者署名
岡村文四郎 加賀 操
赤澤 興仁 西山 亀七
滝井治三郎 三橋八次郎
片柳 眞吉 小林 孝平
三輪 貞治 江田 三郎
岩男 仁藏 飯島連次郎
池田宇右衛門

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員 池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 興仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君

衆議院議員 河野 謙三君
田中 啓一君
政府委員 農林政務次官 島村 軍次君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
會專門員 會田 吉雄君

説明員

農林省農政局 堀 正侃君
植物防疫課長 井上 實次君
農林技官(農政局 植物防疫課勤務) 清井 正君
食糧庁総務部長 白井 勇君
食糧庁総務部長 紫桃 勝實君
農林技官(食糧庁総務部 検査課勤務) 紫桃 勝實君

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案

(衆)

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。

政府、都道府県又は左の各号に掲げる市町村(以下指定市町村という)は、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村で地方財政委員会が指定するもの
二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村で地方財政委員会が指定するもの
第二十條第二項中「第一條第一項」の下に「第一号」を加え、「同項」を「同号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の競馬法第一條第一項の規定による指定を受けた市町村は、この法律施行の日において、改正後の同法第一條第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。

本日本委員会に左の事件を付託された。

一、農産物検査法案(衆)(予備審査のための付託は三月二十九日)

農産物検査法案

農産物検査法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農産物について国が検査を行うことによつて、農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「農産物」とは、もみ、玄米、精米、大麦、はだか麦、小麦、精大麦、精はだか麦、精小麦、小麦粉、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しよ、馬鈴しよ及び甘しよ生切干をいう。

(検査)

第三條 もみ、玄米、大麦、はだか麦又は小麦(以下「米麦」という。)の生産者は、その生産した米麦又は精米を売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

2 米麦(輸入に係るものを除く。)の所有者は、その所有する米麦(みすから生産したものを除く。)であつて検査を受けていないものを売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

3 左に掲げる場合には、前二項の規定は、適用しない。
一 第八條の規定により定められた量目に満たないものを売り渡す場合
二 災害の場合において、食糧事務所長が指定した区域内にあるものをその指定した期間内に売り渡す場合
三 學術研究の用に供するものとして、省令の定めるところにより食糧事務所長の承認を受けて売り渡す場合
四 都道府県が経営し、又は経営を委託しているほ場であつて食糧事務所長が指定したもののにおいて生産された米麦で、省令で定めるものを売り渡す場合

第四條 輸入される米麦の所有者(政府を除く。)は、その米麦を輸入後において売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。但し、その輸入量が十トンに満たない場合は、この限りでない。

第五條 農産物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する農産物について国の検査を受けることができる。

(検査規格)

第六條 農林大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、包装

及び品位についての規格を定める。

2 農林大臣は、前項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを公示しなければならない。

(検査方法)

第七條 第三條第一項若しくは第二項、第四條又は第五條の規定による検査(以下單に「検査」という。)は、省令の定めるところにより、農産物の種類、銘柄、量目、包装及び品位につき、前條第一項の規格に基いて、各個に、又は抽出して、行う。

(検査受付の條件)

第八條 検査は、輸入に係る農産物にあつては十トンに満たないもの、その他の農産物にあつてはその種類ごとに省令で定める包装及び量目の條件を欠くものについては行わない。但し、政府に売り渡し、又は引き渡すため検査を受ける場合は、この限りでない。

(検査を実施する者)

第九條 検査は、農産物検査官が行う。
2 農産物検査官は、食糧事務所の職員の中から食糧事務所長が任命する。

3 農産物検査官は、自己に利害關係がある農産物については、検査を行つてはならない。但し、食糧事務所長がやむをえないと認めて承認した場合は、この限りでない。

4 農産物検査官は、この法律の規定により権限を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、關係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

の身分を示す証票を携帯し、關係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(検査の請求)

第十條 検査は、検査を受けようとする者の請求により行う。
2 前項の請求は、省令で定める手続に従い、食糧事務所長に検査請求書を提出してするものとする。

(検査手数料)

第十一條 前條第一項の者は、輸入に係る農産物にあつては一トンにつき三百円を、その他の農産物にあつては一包装につき二十円を、こえない範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。但し、政府に売り渡し、又は引き渡すため検査を受ける場合は、この限りでない。

(受検のための準備)

第十二條 検査を受けようとする農産物(輸入に係るものを除く。)には、省令の定めるところにより、あらかじめ、票せん、標識その他の表示を附さなければならない。

(検査の期日)

第十三條 検査は、検査請求書の提出があつた日から十日以内において食糧事務所長が指定する日に実施する。
2 災害その他やむをえない事由により前項の期日に検査を行うことができないときは、食糧事務所長は、その事由の消滅した日から十日以内において更に検査の期日を指定する。

(検査の実施)

第十四條 検査は、あらかじめ食糧事務所長が定めて公示した場所の

うち、その指定する場所において行う。

2 第十條第一項の請求をした者（以下「受検者」という。）は、みづから検査の実施に立ち会い、又はその代理人をしてこれに立ち会わせなければならない。

（検査の中止）

第十五條 正当な事由がないのに、受検者又はその代理人が検査の実施に立ち会わないときは、農産物検査官は、その検査を中止することができる。

2 前項の規定により検査が中止されたときは、その検査の請求は、効力を失う。

3 第十一條の規定により納付した手数料は、第一項の規定により検査が中止された場合においても、返還しない。

（検査証明）

第十六條 農産物検査官は、品位の格付を行ったときは、省令の定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、検査の結果その他必要な事項を表示し、又は受検者に検査証明書を交付しなければならない。

2 何人も、農産物の包装又は票せんに、前項の表示にまぎらわしい表示を附してはならない。

3 第一項の規定による表示の附しである包装は、その表示を消した後でなければ、再び農産物の包装として使用してはならない。

（検査の失効）

第十七條 検査を受けた米麦は、左の各号の一に該当する場合には、その該当するに至つた時以後、検査を受けていないものとみなす。

但し、第十九條第三項の規定による訂正のため第二号又は第三号に該当する場合は、この限りでない。

一 前條第一項の規定により表示された検査年月日後、米麦の種類及び検査の時期ごとに省令で定める一定期間を経過した場合

二 前條第一項の規定による表示が失われ、消され、除かれ、改められ、又は不明となつた場合

三 前條第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が改められ、若しくは不明となつた場合

（不正受検に対する処置）

第十八條 食糧事務所長は、不正な手段により検査を受けた事実が明らかとなつたときは、農産物検査官に、その農産物につき、第十六條第一項の規定による表示を消させ、若しくは除かせ、又は検査証明書の返還を求めさせることができる。

（異議の申立）

第十九條 検査の結果に異議のある者は、その検査の完了の日から十日以内に、省令で定める手続に従い、食糧事務所長に文書をもつて異議の申立をすることができる。但し、その検査につき直接の利害関係のない者は、この限りでない。

2 食糧事務所長は、前項の申立を受けた日から十日以内に、その決定をしなければならない。

3 前項の決定の結果、その農産物についての第十六條第一項の規定

による表示又は検査証明書の記載を変更すべき場合には、農産物検査官は、その決定に従い、その表示又は記載を訂正しなければならない。

（費用の負担）

第二十條 検査を行うために必要な農産物の積替、運搬、開装又は改裝に要する費用は、受検者の負担とする。

（條例による受検命令）

第二十一條 都道府県は、條例で、米麦以外の農産物であつて当該都道府県で生産されたものについて、その所有者又は占有者に対して、第五條の規定により国の検査を受けるべきことを命ずることができる。

（罰則）

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項若しくは第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

三 不正な手段により検査を受け、又は検査を受けようとした者

四 第十八條の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた

め、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。但し、第六條の規定は、公布の日から施行する。

2 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十七條中「、第三十四條ノ二又ハ第三十五條」を「又ハ第三十四條ノ二」に改める。

3 改正前の食糧管理法第八條又はこれに基く命令の規定によつてした検査の請求及び検査並びにその結果附された表示又は交付された証明書は、この法律又はこれに基く命令中の相当規定によつてしたものとはみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

昭和二十六年四月十九日印刷

昭和二十六年四月二十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所